

公 告

小牧市普通財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

小牧市長 山 下 史守朗

1 入札に付する市有地の所在地、地積及び予定価格

物件 番号	土地				予定価格 (最低売却価格)
	所在地	地目	登記面積	実測面積	
1	大字小牧原新田 字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898 m ²	898.77 m ²	62,015,130 円

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (3) 入札の公告の日から過去 2 年間に於いて、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたことがある者
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立て（以下「再生手続開始の申立て」という。）がなされている者
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされ

ている者

- (6) 入札の公告の日から落札決定の日までの間において、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当する者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体（以下「観察処分対象団体」という。）及び観察処分対象団体の役職員又は構成員
- (8) 小牧市の市税を滞納している者
- (9) 入札参加を希望する者の間に入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係に該当する関係が認められる者
 - ア 資本関係とは、親会社と子会社の関係や親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
 - イ 人的関係とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合や、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合をいう。
- (10) その他市長が不適格と認める者

3 入札参加申込みの受付の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年11月4日（火）から令和7年11月14日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで
（郵送による申込みの場合は、令和7年11月14日（金）午後4時必着とします。）
- (2) 場所 小牧市役所 総務部資産管理課管財係（本庁舎4階）

4 入札参加申込みに必要な書類

入札に参加しようとする者は、小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領（平成22年6月17日22小財第174号。以下「要領」という。）に規定する市有地一般競争入札参加申込書に、次に掲げる書類を

添えて持参又は郵送してください。ファックス、電子メール、インターネットなどでの提出は受け付けません。また、提出された書類は返却しません。

(1) 次に定める場合に応じ、それぞれに定める書類

ア 個人による申込みの場合 住民票の写し（2人以上の連名による参加の場合は、連名者全員の分。交付後1月以内のものに限る。）

イ 法人による申込みの場合 履歴事項全部証明書（交付後1月以内のものに限る。）

(2) 申込人情報

(3) 市税の滞納がないことを証する書面

(4) 誓約書

(5) 委任状（参加者が代理人の場合に限る。）

(6) 入札保証金に関する確認書

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月12日（金）午前10時から

(2) 場所 小牧市役所 404会議室（本庁舎4階）

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、自己宛小切手により、見積金額の100分の5以上に相当する額（10万円未満の端数金額は、切り捨てる。）を、入札当日の午前9時から9時30分までの間に、入札場所にて納付してください。

入札保証金は、落札者以外の者には入札終了後速やかに還付し、落札者には契約を締結したときに還付します。ただし、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

7 入札

(1) 入札は要領に規定する入札書を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、物件番号、所在地、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、

名称及び代表者名)を封筒に表記しなければなりません。

〔記入例〕

(表)	(裏)
物件番号 1 所在地 大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	㊟ (住所)○市△町1丁目1番地 (氏名)○○○○㊟

- (2) 入札書には、黒色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので注意してください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込みをした方は、入札保証金を納入の上、5に定める入札日時及び場所にて入札書を提出してください。入札に参加しない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファックス、電子メール、インターネットなどでの提出は受け付けません。
- (2) 入札書を公開の場で開札し、物件ごとに定めた予定価格以上の額で最も入札価格の高い者を落札者と決定します。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。
- (4) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札又は開札を延期又は中止することがあります。
- (5) 入札の結果については、その内容のうち、入札に付した市有地の所在地、地積、落札者、落札額及び入札参加者数を公表します。ただし、個人(事業を営む個人を除く。)が落札した場合は、落札者名を個人と表示

します。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効となります。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者又はその代理人のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札保証金が見積金額の100分の5以上に相当する額（10万円未満の端数金額は、切り捨てる。）に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 他の入札参加者の代理を兼ねた者又は2以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (8) 委任状のない代理人のした入札
- (9) 記名及び押印のない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (12) 予定価格未満の価格の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

10 契約の締結

- (1) 落札者の決定を受けた者は、落札の決定の通知の日から14日以内に市有地の売買契約を市と締結していただきます。
- (2) 売買契約の締結と同時に、売買代金の100分の10以上に相当する金額（1万円未満の端数金額は、切り上げる。）を契約保証金として市に納付していただきます。契約保証金には、利息は付しません。ただし、売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付するときは、契約保証金の納付は免除します。
- (3) 売買契約の締結の日から30日以内に、売買代金の全額を納付していただきます。この期間に、売買代金の全額が納付されないときは、売買契約を解除できるものとし、契約保証金は還付しません。
- (4) 売買契約を締結しないとき又は入札に係る手続について不正な行為

- があったときは落札者の決定を取り消し、入札保証金は還付しません。
- (5) 売買契約の締結に要する費用は、すべて買受人の負担とします。
 - (6) 売買契約は、申込人名義で行います。
 - (7) 落札決定から売買契約の締結までに辞退した場合、次点者が落札決定者となることはなく、当該入札は不成立となります。なお、契約辞退者に対して入札保証金の還付は行いません。

1 1 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額の納付と同時に所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとして、引渡しは現状有姿のまま行います。
- (2) 引き渡した土地については、買受人は、その種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、(1)に規定する引渡しの日から2年以内に市長に対して協議を申し出ることができるものとし、市長は、その協議に応じるものとします。
- (3) 所有権移転登記は、申込人名義で行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

1 2 用途の制限等

売買契約の締結の日から10年間は、売払いを受けた土地を次に定める用に供し、又は供せられることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸すことができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための施設

(4) 観察処分対象団体の事務所その他これに類するもの

1.3 問合せ先

小牧市役所 総務部資産管理課管財係

住所 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

電話 (0568) 76-1110 (直通)